

《高砂市から転出される方へ》

新しい住所に住みはじめてから14日以内に、この転出証明書を新住所地の市区町村役場にお持ちのうえ、転入手続きをして下さい。

転入手続きに必要なもの： 転出証明書(カード継続転出の方はマイナンバーカード)、
届出人の印鑑及び本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険の資格確認書など)

1. 下記に該当される方は、別途手続きが必要となります。(詳しくは、担当課までお問い合わせ下さい。)

対象者	高砂市での手続き	担当課	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	・転出予定日をもって資格がなくなりますので 印鑑登録証をお返し下さい。	市民窓口課 1階⑬番 441-7180	・必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをして下さい。 (手続きの方法は、市区町村によって異なりますので 担当課にお問い合わせ下さい。)
マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方	・必要な手続きはありません。		・お持ちのカードを持参し、券面記載事項変更や 継続利用の手続きをして下さい。
マイナンバー(個人番号)カードを 申請しているが、受け取りがまだの方	・窓口にお問い合わせ下さい。		・新しい申請書を受け取り、再申請の手続きを して下さい。
国民年金に加入されている方	・海外へ転出される方は年金手帳もしくは 基礎年金番号通知書 を持参し、手続きをして下さい。	国保年金課 国民年金係 1階⑩番 443-9022	・手続きは不要です。
国民健康保険に加入されている方	・資格確認証等をお返し下さい。 (転出されると保険資格はなくなります。)	国保年金課 国保給付係 1階⑩番 443-9020	・新たに加入の手続きをして下さい。 ・保険料の減免等につきましても新たに手続きが 必要となります。 (市区町村によって制度が異なりますので、 担当課にお問い合わせください。)
高齢期移行・乳幼児等・こども・ 障害者・母子家庭等・高齢重度 障害者医療受給者証をお持ちの方	・受給者証をお返し下さい。喪失届が必要です。⑨番窓口 (転出されると資格はなくなります。再認定方法については 転出先にお問い合わせ下さい。) ・学校区の関係で子のみ転出される場合はご相談ください。	医療係 1階⑨番 443-9021 (保険料について)	・新たに手続きをして下さい。 (市区町村によって制度が異なりますので、 担当課にお問い合わせ下さい。)
後期高齢者医療の方	・証書をお返し下さい。⑨番窓口 ・県外へ転出の方は、負担区分証明書の交付を受けて下さい。	賦課収納課 1階⑧番 443-9072	・転入手続きをして下さい。 ・県外へ転出の方は、負担区分証明書を提出して下さい。
介護保険の被保険者の方	・介護保険被保険者証、負担割合証(要介護認定を お持ちの方のみ)をお返し下さい。 ・高砂市で要介護認定を受けている方で、 転入先の市町村にて当該認定の継続を希望される方は、 受給資格証明書の交付を受けて下さい。	介護保険課 1階⑦番 介護給付係 443-9063 認定係 443-9137 (保険料について) 賦課収納課 1階⑧番 443-9072	新たに手続きをして下さい。 ・高砂市で要介護認定を受けており、当該認定の継続を 希望される方は、高砂市が交付した受給資格証明書を 持参して下さい。
妊婦健康診査費助成券・妊婦歯科 健診受診券をお持ちの方 養育医療を受給されている方	・転出日から使用できません。 ・必要な手続きはありません。	こどもまどぐち課 2階①②番 443-3950	・新たに手続きをして下さい。
	・受給者が転出された時点で受給資格が消滅となります。 詳しくは、こどもまどぐち課へお問い合わせ下さい。		・新たに手続きをして下さい。
予防接種の予診票をお持ちの方	・転出日から使用できません。 ・必要な手続きはありません。	こどもまどぐち課 2階③番	・新たに手続きをして下さい。
犬を飼われている方	・必要な手続きはありません。	環境政策課 3階⑦番 443-9029	・高砂市発行の「犬鑑札」を持参して、転出先市区町村の 担当課で登録事項変更手続きをして下さい。
水道を使用している方	・閉栓の前日までに、水道料金の精算と閉栓手続きを して下さい。	水道料金センター 3階⑪番 443-9049	・新たに手続きをして下さい。
児童手当を受給されている方	・受給者が転出された時点で受給資格が 消滅となります。	子育て支援課 2階④番 443-9024	・新たに手続きをして下さい。 (詳しくは担当課にお問い合わせ下さい)
児童扶養手当を受給されている方	・児童扶養手当転出届を提出して下さい。		・転入の手続きが必要です。 ・手当証書を持参して下さい。 (詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。)
特別児童扶養手当を 受給されている方	・転出の場合は必要な手続きはありません。		・転入の手続きが必要です。 (詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。)
幼稚園・保育所・認定こども園に 通う児童が家庭におられる方	・幼児保育課で退園届を提出して下さい。	幼児保育課 2階⑤番 443-9025	・新たに手続きをして下さい。 (詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。)

対象者	高砂市での手続き	担当課	新住所地での手続き
高齢者福祉タクシー券を利用していた方	・未使用分の福祉タクシー券を返却してください。	地域福祉課 1階⑤番 443－9026	－
緊急通報システム事業を利用していた方	・貸与を受けていた緊急通報システム機器の返却手続きをしてください。		－
家族介護用品支給事業を利用していた方	・資格喪失届を提出してください。		－
高齢者等見守り・SOSネットワーク事業及び認知症高齢者等個人賠償責任保険事業に登録していた方	・脱退届を提出してください。		－
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)を所持されている方	・必要な手続きはありません。	障がい福祉課 1階③番 443－9027	・県内転出の場合は、転入の手続きが必要です。 ・県外転出の場合は、あらためて申請をしなければならない場合がありますので、新住所地の福祉事務所にお問い合わせ下さい。
障害福祉サービス受給者証、児童通所受給者証、自立支援医療受給者証(育成医療、更生医療)を所持されている方	・受給者が転出された時点で受給資格が消滅となります。		・継続的な受給が必要な場合、転入の手続きが必要です。 詳細は、新住所地の福祉事務所にお問い合わせ下さい。
原付バイク(125cc以下)をお持ちの方	・ナンバープレート、登録票、窓口へ来られる方の本人確認書類(運転免許証等)を持参のうえ廃車手続きをして下さい。	課税課 1階⑩番 市民税係 443－9015	・あらためて登録手続きが必要です。 ・軽自動車等の住所変更・名義変更は軽自動車検査協会 姫路支所にお問い合わせ下さい。 軽自動車050-3816-1848 二輪050-5540-2067
市民税・県民税・森林環境税が課税されている方で、海外へ転出される方	・納税義務者本人に代わり、納税通知書の受取りや、市民税・県民税・森林環境税の納付を行う納税管理人を定める必要がありますので、課税課へお問い合わせ下さい。	課税課 1階⑪番 市民税係 443－9015	
固定資産税・都市計画税が課税されている方、または納税通知書の送付先となっている方で、海外へ転出される方	・納税義務者本人に代わり、納税通知書の受取りや、固定資産税・都市計画税の納付を行う納税管理人を定める必要がありますので、課税課へお問い合わせ下さい。	課税課 1階⑮番 資産税係 443－9016	
公立の小・中学校に通う児童生徒	・いままで在学していた学校で転校に必要な書類(在学証明書、教科書給与証明書等)を発行してもらって下さい。 ・区域外就学の申請が必要な場合がありますので、お問い合わせ下さい。 ・就学援助を受給中の方で学年途中で転校される方は届出が必要ですので2階⑦番 学校教育課で手続きをしてください	教育委員会 学校教育課 2階⑦番 443－9054	・在学していた学校でもらった書類(在学証明書、教科書給与証明書等)を持参して手続きをして下さい。
公立の中学生の保護者の方	・学校給食費の精算について ・後日、学校給食費の精算に関する書類を送付します。住所(転出先)、氏名、電話番号をお知らせください。	教育委員会 学校給食課 2階⑧番 443－9053	
国政選挙において投票の意思があり、海外へ転出される方	・海外に居住していても、国政選挙で投票が可能となる在外選挙人名簿への登録申請ができます。 パスポート等の本人確認書類が必要です。 出国時申請も可能ですのでご相談ください。 (詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。)	選挙管理委員会事務局 4階⑨番 443－9057	・在留届を提出する際、ご確認下さい。

2. 海外へ転出される方は各課へお問い合わせ下さい。日本にもどられる場合は、転入先に戸籍の附票(本籍記載のもの)・パスポート
年金手帳を持参して、転入の手続きをして下さい。
3. 最終し尿汲み取りについては「エコクリーンピアはりま」までお問い合わせ下さい。
(し尿 TEL 447－1157)

※ ご都合により転出を取りやめたときは、必ず「転出証明書」及び「本人確認書類」を持参して、高砂市役所で
転出取消の手続きをして下さい。(市民窓口課TEL 441－7180)